

裁 決 書

地福第611号

審查請求人

審査請求人から平成 年 月 日付けで提起された、 (以下「処分庁」という。)が平成 年 月 日付 日付 第 日付 第 号により通知した生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)第 63 条に基づく費用返還を命じた処分(以下「本件処分」という。)に関する審査請求について、次のように裁決する。

主 文.

本件処分の一部を次のとおり変更する。

「2 返還金額

円」を「2 返還金額

円」とする。

審査請求の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分において、資力として認定した 円から通院交通費等を 控除した残額 円の返還を命じた決定について不服とし、その取り消しを 求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであると解される。

審査請求人は、審査請求人の次女(以下「次女」という。)のために中古のパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)1 台を購入したが、これは、次女が在学した高校の授業の一環として使用するものであり、自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであることから、本件処分の返還金額から当該パソコンの購入費を控除すべきで、これを控除せずに決定した本件処分は違法又は不当

である。

裁決の理由

- 1 審査庁が認定した事実
 - (1) 審査請求人は、平成 年 月 日付けで、 日本 に対し、法に基づく保護申請を行い、同日付けで保護開始となったこと。
 - (2) 県の組織改編により、平成 18 年4月1日から、処分庁が審査請求人の保護に関する事務を行っていること。
 - (3) 処分庁の作成した保護台帳によれば、平成 年 月 日現在、審査請求人の世帯は、審査請求人、その妻及びその長女の3人世帯であること。また、申請時から保護を受けていた次女は、平成 年 月 日付けで転出していること。
 - (4) 審査請求人が届け出た法第 61 条による届出及び処分庁の職員が作成した記録 票(以下「ケース記録」という。)によると、次女は、平成 年 月 日、交 通事故により受傷し、同日、 を受診し、翌日 日に に転院し、同年 月 日に退院したこと。
 - (5) 審査請求人から処分庁に提出された。 が発行した の写しによると、審査請求人世帯は、当該妻を 契約者、次 女を 加入者として、同 が運営する (以下「 とい う。) に平成 年 月 日に加入したこと。
 - (6) 処分庁が行った法第 29 条の規定に基づく調査結果によると、次女の交通事故に係る として、 から次のとおり、計 円が給付されたこと。
 - ア 平成 年 月 日 審査請求人の口座に 円振込
 - イ 平成 年 月 日 次女の口座に 円振込
 - ウ 平成 年 月 日 次女の口座に 円振込
 - (7) 法第 29 条の規定に基づく調査結果によると、次女の交通事故に係る加害者が加入していた保険の として、 から次のとおり、計 円が給付されたこと。
 - ア 平成 年 月 日 次女の口座に 円振込
 - イ 平成 年 月 日 次女の口座に 円振込
 - ウ 平成 年 月 日 次女の口座に 円振込
 - エ 平成 年 月 日 次女の口座に 円振込
 - (8) ケース記録によると、審査請求人は、平成 年 月 日に を来所し、処分庁の職員に平成 年 月 日に から給付された 円から、 円の中古パソコンを購入し

たと説明したこと。

なお、当該パソコン購入に係る領収書の提出はなかったこと。

- (10) ケース記録によると、平成 年 月 月 日に処分庁は、当該パソコンについて、審査請求人及びその妻は利用していないが、審査請求人の長女及び次女が、 技能練習用のために使用していることを確認していること。
- (11) 処分庁は、平成 年 月 日 日、交通事故の発生した平成 年 月 日 日 を発生時点とする資力として、上記(6)及び(7)の計 円 を法第 63 条に基づく返還の対象額として認定したこと。

また、処分庁は、平成 年 月 日、審査請求人世帯が、平成 年 月 から平成 年 月までに受けた法による保護金品に相当する金額(現物給付による医療扶助を除く。) 円のうち、返還対象額 円から、次の費用の総計 円を控除した 円を法第 63 条の規定による返還金額と決定し、本件処分を行ったこと。

イールとに提出した診断書料

- ウ電動自転車
- エ 次女の使用する生活用自転車 円
- オースの次女の通院交通費円
- カ 審査請求人世帯の に入院した次女の見舞に係る交通 費 円
- キ 「生活保護法による保護の実施要領について」 (昭和 36 年4月1日厚生 省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のエの(4)に規定する控除額 8,000円
- (12) 総務省が実施した「平成 21 年全国消費実態調査」によると、2人以上の世帯のパソコン普及率は、全国で 75.9%、本県においても 66.8%と過半数の世帯にパソコンは普及している状況にあること。

2 理由

(1) 法第4条第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る 資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活を維持するために活用 することを要件として行われる。」とされている。

したがって、法第 63 条によれば、法による保護を受けている者が、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされているところである。

- (2) 「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「生活保護問答集」という。)問 13-5(2)によれば、法第 63 条による返還額の決定については、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合については、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている。
- (3) そこで、本件について、当該パソコンの購入が、生活保護問答集問 13-5(2) に規定される当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであるかを検討する。

「世帯の自立更生のためのやむを得ない用途」とは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)問第8の40の「自立更生のための用途に供される額の認定基準」(以下「認定基準」という。)において、基準が示されている。

1(10)において認定した事実のとおり、審査請求人の長女及び次女は、技能練習用として当該パソコンを使用している。

パソコンは、1(12)において認定した事実のとおり、岩手県内の 66.8%の世帯に普及している物品であるとともに、パソコンの基本操作技能を修得していることが就職に有利になると認められるところである。また、1(8)で認定した事実のとおり当該パソコンの購入費用も 円であったものである。

これら当該パソコンの使用状況、購入費用等を認定基準に照らすと、認定基準(2)クに「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」という基準があり、当該パソコンを購入した時点で、次女が近い将来、高等学校を卒業すると見込まれ、卒

業の際の進路の幅を広げるためにも、パソコン技能の向上が必要と考えられることから、当該パソコンは、認定基準(2)クの「当該世帯において利用の必要性が高い生活用品」であるとともに、当該パソコンは、中古品でその費用が一円であることから、認定基準(2)クの「保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」の物品であると認められるものである。

したがって、本件処分に当たり、当該パソコン購入費に相当する額を返還額 から控除しなかったことは、不当と認められるものである。

(4) 次に、審査請求人は、次女のために購入した中古パソコン1台を購入したが、これは、次女が在学した高校の授業の一環として使用するものであり、自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであるとし、要返還額から、当該パソコンの購入費を控除すべきものであると主張していることについて検討する。

認定基準(2)才に「当該経費が就学等にあてられる場合は、次に掲げる額」として「(ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学、又は技能修得費(高等学校等就学費を除く。)の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の仕度及び就学のために必要と認められる最小限度の額(貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。)」に示されているところである。

しかしながら、1(9)において、認定された事実のとおり、処分庁の職員が、次女が在学していた。 高等学校の次女の担任教諭に確認したところ、パソコンを個人で用意しなくとも、授業の中で事足りる程度の内容であるとの回答を得ていることから、就学のために必要と認められる最小限度の額には該当しないものと認められる。

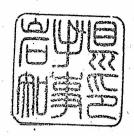
(5) (4)で検討したとおり、審査請求人の主張する本請求の理由は当を得ていないが、(3)で検討したとおり、処分庁において当該パソコン購入費に相当する額を 控除せず返還額を決定したことは不当であると認められる。

3 結論

本審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法第 40 条第5 項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 22 年 10 月 28 日

岩手県知事 達増 拓也



- 付記1 この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して書面をもって再審査請求をすることができます。(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)
 - 2 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となり ます。)、この裁決の取消しの訴えを提起することができます。(なお、こ の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、こ の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、裁決の取消しの訴え を提起することができなくなります。)